## 令和4年横瀬町農業委員会第6回総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年6月24日(金)午前10時から10時15分
- 2. 開催場所 横瀬町役場
- 3. 出席委員(13人)

会長 5番 富 田 哲 夫 会長職務代理者 2番 浅 見 明仕 農業委員 1番 武 藤 量司 3番 八木原 智宏 4番 若林 想一郎 6番 小 泉 茂樹 7番 町田 幸広 聡 8番 村 越 9番 平 沼 邦 夫 10番 千 島 孝 夫 農地利用最適化推進委員 第1 平 沼 良一 第 2 関口 孝夫

- 4. 欠席委員(なし)
- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第3

石 黒 夢 積

6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 町 田 勝 一

 書記
 小 俣 敏 孝

 長 嶋 昭 浩

## 7. 会議の概要

議 長 それでは、皆さん、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとう ございます。全員そろいましたので、始めたいと思います。

本日は委員全員の方に出席をいただいております。

会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第6回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしの声がございました。

よって、議長よりご指名申し上げます。

6番、小泉茂樹委員、7番、町田幸広委員のご両名にお願い申し上げます。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。 [「異議なし」]

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件 を議題といたします。

議案第13号につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号について説明いたします。

議案第13号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、計画面積は207平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市内の法人で、譲渡人は秩父市内在住の方であります。申請理由は建て売り住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。 申請地の場所は、この地図の下方にあります赤色で示した場所になります。 具体的な場所ですが、町民グラウンドの北約100メートルのところが申請地 になります。この農地について、所有権の移転を行い、建て売り住宅として転用をしたいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案13号 農地法 第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

> 6月21日午後5時頃、補助委員の浅見農業委員と現地確認を行いました。 場所は町民グラウンドの北側になります。今回の申請地を秩父市内の法人 が譲受け、建て売り住宅1棟を建築するとの計画でした。申請地の北側に は隣接するお宅の農地がございますが、その農地に与える影響は少ないと 考えられますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、浅見委員、お願いいたします。

浅見委員 農業委員の浅見です。上程されました13号について所見を申し上げます。 平沼委員と一緒に6月21日の5時頃、夕方ですね、現地確認を行いました。申請地の周囲は既に住宅が建っており、北側には畑、実際には田、草地になっていましたが、特に問題はないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長ありがとうございました。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時12分

議 長 再開いたします。

それでは、質疑のある方、どうぞ。

[「なし」]

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第13号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

[挙手全員]

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件に つきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定 いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして本日は閉会といたします。

(午前10時15分)